

2021年9月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

日本共産党兵庫県会議員団
団 長 ねりき 恵子

2022年度予算編成にあたっての重要政策提言

コロナ感染拡大が止まらず、8月20日からは兵庫県で4回目の緊急事態宣言が発令された。

コロナの危機的な感染爆発、とりわけ、デルタ型変異株まん延の危険が指摘されたさなかに、感染抑止に逆行する東京オリンピック・パラリンピックを強行したことは致命的であり、重大事態を招いたことを猛省し、菅政権は姿勢を根本から改めるべきである。

国は、「自宅療養」原則の方針を撤回し、医療機能を強化した宿泊施設や臨時の医療施設を作るなど、重症化を防ぐための適切な療養環境の整備に全力を注ぐべきである。

また、ワクチン接種の円滑化への支援、感染者を見つけ出すための無症状者を対象にしたPCRなど大規模・頻回検査の実施で感染者数そのものを減らす対策を急ぐべきである。

さらに、緊急事態の長期化で苦境に立つ飲食店・商店などへの持続化給付金の再支給など、支援強化、全国民への一時金など生活支援が求められている。

一方で、菅内閣が6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」は、雇用調整助成金特例措置の段階的縮減や長期雇用を前提としない「ジョブ型雇用」の普及・促進、社会保障費の「自然増分」の削減、コロナ危機で顕在化した医療の弱体化に拍車をかける病院再編・統合、病床削減を盛り込む地域医療構想の推進、大企業の利潤追求のため個人情報を含む行政データの利活用をうたうなど、国民の願いとかけ離れている。

兵庫県においては、コロナで露呈した脆弱な社会保障体制、防災対策、教育環境など、県民の命・暮らしを県政の最優先課題にすることが求められている。

以下、2022年度の予算編成に当たり、367項目の重要政策提言を行うものである。

第1. 新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害から県民の命と暮らしを守る兵庫県に

新型コロナウイルス感染症が世界と日本を覆っている。コロナ感染拡大では、緊急事態宣言を出しながら、東京五輪開催を菅政権が強行し、デルタ株の拡大と相まって感染は、爆発、緊急事態宣言再発令の事態に陥った。

また、地球規模の気候変動で、台風・豪雨、高潮・土砂災害など災害の激甚化が進む中、県は、新型コロナウイルス感染症に対応した「避難所運営ガイドライン」を策定しているが、避難所の運営だけでなく、コロナ禍の下での分散避難にそった、プッシュ型支援等も求められている。その中で、スフィア基準など国際的な基準に照らせば、日本の避難所と在宅避難者の生活改善は、急務である。

感染症のリスク、災害や事故から命と暮らしを守る政治が強く求められている。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした日常生活の激変は、女性にとりわけ深刻な影響を与えている。国連女性機関は、各国政府に対し「コロナ対策が女性を取り残していないか」と問いかけ、「ジェンダーの視点に立った対策は、女性のみならず、社会のすべての構成員に良い結果をもたらす」と強調した。コロナ対策のあらゆる場面でジェンダーの視点を取り入れること。
2. 新型コロナウイルス感染症に対応した県の「避難所ガイドライン」を周知・徹底すること。また、新型コロナウイルスのワクチン接種の集団接種会場と避難所が重複している場合、動線などを分けて対応するなど、きめ細かい対応を市町に求めること。
3. 新型コロナの影響で避難所への移動を避ける傾向が強まっている。避難勧告・指示のあり方を再考するとともに、県民の防災意識啓発に努めること。
4. 国の「避難所における物資等の備蓄状況調査」では、対象品目は、4項目に過ぎない。内閣府のQ&Aに示された22品目について県として調査を行ない、不足分について備蓄ができるよう市町を支援すること。
5. 災害救助法に基づいて民間の旅館・ホテル等を借り上げ、避難所を増設すること。そのための国の財政措置を求めること。

6. 福祉避難所の充実とともに、コロナに対応する専用の避難所を確保するために国の財政支援を求め、県としても行うこと。人員体制の強化と専門職の配置を基準どおりに行うこと。

7. コロナ禍のもとで、在宅避難者にもプッシュ型支援で、食料・情報などが行き渡るよう支援を強めること。

8. 災害の際、最前線で重要な役割を果たす土木事務所や健康福祉事務所等のマンパワーの充実を図ること。阪神北県民局と阪神南センターの統廃合を行わないこと。芦屋健康福祉事務所を存続すること。

9. 被災地でのボランティア受け入れの推進を図るためのボランティアへのPCR等検査費用を国が補助し、無料とするよう働きかけること。また、ひょうご若者被災地応援プロジェクトについてもPCR検査を実施し、その費用は無料にすること。

10. コロナ便乗の悪徳商法やトラブルを防ぐための対策を強化すること。

11. 県独自の被災者への公的支援を、恒久制度として創設すること。一部損壊は、損害割合の10%要件はやめ、床下も含めすべてを対象とすること。

12. 「被災者生活再建支援法」や「災害救助法」について、適用戸数の柔軟化や一部損壊も対象にするなど支援金増額も含めた改正を国に求めること。また、被災した店舗・工場も支援対象にするよう国に求めるとともに、県としても支援制度をつくること。

13. 住民参加で、浸水想定地域や土砂災害警戒区域などにある避難所の見直しをすすめ、避難誘導を含めたコミュニティ単位での「防災まちづくり計画」の策定や、防災無線の各戸受信システム等への支援を、市町とともに行うこと。

14. 土砂災害警戒区域の対策を急ぐこと。また、特別警戒区域指定を進めているが、指定に至る前でも既存住宅の構造強化に対する支援を行うこと。宅地開発を規制・抑制する開発指導を進めること。

15. 想定最大規模降雨による「洪水浸水想定区域図」「高潮による浸水想定区域図」が公表されたが、自助・共助で逃げるという避難対策だけではなく、全県下の海岸・河川調査を急ぎ、結果の公表とともに、護岸のかさ上げなどの抜本的な対策を行うこと。

16. 県下全ての水系における河川整備基本方針・河川整備計画を策定し、河川整備を速やかに行うこと。

17. 南海トラフ巨大地震の浸水想定、被害想定について、防潮堤・堤防や埋立地などの液状化被害の想定が不十分であることや、原油流出や影響予測などのコンビナート津波火災が想定されていないなどを認識し、さらに検討をすすめる、県の「防災計画」を見直すとともに、必要な堤防補強工事も行うこと。

18. 耐震化補助の予算を増額し、民間住宅の耐震診断を無料にし、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。

19. 災害援護資金貸付金については、法律（災害弔慰金法）の一部改正にともない、免除基準が明確にされ、返済免除対象が拡大された。しかし、所得150万円超の少額返済者及び行方不明者などは引き続き返還の対象者となっている。生活困窮者はすべて免除対象者とするなど、被災者の実態に見合った返済免除がすすむよう、国に強く求めるとともに県として市町を支援すること。

20. 消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、消防職員の増員や、防火水槽の老朽化対策、消防水利施設の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。

21. 県庁舎再整備については、現計画をいったん中止し、改めて再検討すること。

22. 災害対策の観点から、公共工事を大型開発・新規事業優先から防災と老朽化対策へ抜本的に転換すること。

第2. 国の改憲への暴走を許さず、憲法を活かし、住民が主人公、恒久平和の実現に寄与する県政を

新型コロナウイルス感染拡大が国民の命と健康を脅かすとともに、あらゆる社会・経済活動を大きく抑制する厳しい状況は、かつて経験したことがない苦難である。とりわけ、「東京五輪開催の中止」を求める日本共産党などの要求に背を向け、開催が強行され「医療崩壊でも開催か」と国民の怒りが広がった。憲法25条の生存権など憲法の理念を生かす政治に転換することが強く求められている。また、ポストコロナ社会ひょうご会議の提言も指摘しているが、効率性だけに重きを置く、これまでの経済、社会のあり様が問われている。「21世紀兵庫長期ビジョン」「2030年の展望」「地域創生戦略」を根本的に見直し、「兵庫県行財政運営方針」によるこれ以上の県民サービス削減をやめること。

1. 21年1月22日に発効した核兵器禁止条約の批准国は、55か国となった。日本政府が条約に背を向け続けていることは、きわめて恥ずべきことである。政府がこれまでの態度を改め、すみやかに条約を署名・批准し、条約に参加することを強く要請すること。
2. 県として「非核平和宣言」にもとづき、県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を導入すること。県内の被爆者支援を充実するとともに、被爆の実相を伝える事業を県として行うこと。
3. 米軍や、県内の自衛隊基地などに、内閣総理大臣が指定する安全保障上の「重要施設」の周囲1kmを「特別注視区域」に指定し、住民らを監視する土地利用規制法が成立した。重要施設の「機能阻害行為」の処罰対象となる行為など全てが政府に白紙委任するものである。撤回を強く国に求めること。
4. 政府は、敵地攻撃能力保有についての議論開始を表明したが、その保有が憲法に反するのは、明らかである。断念するよう国に求めること。
5. 憲法9条を守り、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、安保関連法（戦争法）、特定秘密保護法・共謀罪の廃止を国に求めること。
6. 在日米軍基地での新型コロナウイルス感染拡大が広がっている。在日米軍に関する検疫の取り決めが日米地位協定になく、米軍任せになっている。全

国知事会等も求める日米地位協定の見直しについて、国に求めること。沖縄新基地建設問題は、民意を反映し、辺野古への移設を行わないよう国に求めること。

7. 県民を危険にさらしている米軍機の低空飛行訓練は、直ちに中止するよう米軍と国に求めること。防災に名を借りたオスプレイ等の米軍機の配備・訓練拡大を行わないよう国に求めるとともに、県としての協力要請は行わないこと。

8. 自衛隊の日米共同訓練等に反対し、県施設の提供を行わないこと。自衛隊の個人情報収集・勧誘活動への協力はやめること。県民の名簿を提供しないよう市町に働きかけること。

9. 北東アジア地域自治体連合参加自治体として、過去の侵略戦争と植民地支配の反省にたった交流・発展の共同をすすめること。歴史教科書等への内容・選択に行政が介入しないこと。

10. 憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に活かすことを国に求めるとともに、憲法を根幹にした県政を推進すること。

11. 21年3月に策定された「ひょうご男女いきいきプラン2025」(第4次県男女共同参画計画)について、男女平等の実現に向け、男女共同参画社会づくりに向け、男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる条件整備、長時間・過密労働の是正、女性の貧困をなくすためのひとり親家庭支援、DV対策等を強化すること。また、「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」(ひょうごアクション8)について、特に本庁課長相当職以上の職に占める女性の登用率は、15%で、まだまだ低い。国連の提起通り、目標を早期30%、2030年までに50%に引き上げること。

12. 県議会では、「LGBT/SOGI に関する差別のない社会環境整備を求める意見書」を国へ送付したところであるが、県としても、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指して、LGBT/SOGI に関する広く正しい理解の増進や、差別解消法を目的とした環境整備を進めること。

LGBTQ に関する県職員のガイドラインが策定された。県職員の研修体制をさらに強化すること。また、当事者団体・支援団体と連携したLGBTQ 相談ワンストップ窓口を設置すること。多様な性の婚姻関係を認める社会をめざし、県のパートナーシップ条例を創設すること。

13. 学校トイレ、公共施設のトイレなどに無償の生理用品を設置すること。
14. 在日外国人らに対するヘイト・スピーチ（差別煽動表現）を規制する法に基づき、対処すること。朝鮮学校など外国人学校への補助金削減を撤回し、もとに戻すこと。
15. 県経済は、10%への消費税増税とコロナ禍で深刻な消費不況に陥っている。消費税を5%に減税するよう国に求めること。また、経営困難な中小事業者に21年度分の消費税の納税を免除すること。
16. コロナ禍のもとで、県民の暮らしを応援するために、さらなる水道料金の減免・引き下げを市町に働きかけ、財政支援を行うこと。
17. コロナ禍のもとで200時間を超える残業が一部職員に強いられている。行革で削減された県職員数を増やし、長時間労働を是正すること。非正規職員の処遇を改善するとともに、正規職員化をすすめること。また、「会計年度任用職員」制度が導入されたが恒常的業務に正職員を配置すること。
18. 最低賃金が28円引き上げられ、全国平均930円、兵庫では、928円の改定額となった。しかしこれでは、まともな生活が成り立たない。最低賃金をただちに1000円に引き上げ、すみやかに1500円をめざすこと。
19. 「公契約条例」制定で、県と契約を結ぶ企業などで働く労働者の最低賃金をただちに1000円に引き上げ、すみやかに1500円をめざし、官製ワーキングプアをなくすこと。また、住民の福祉・くらし・教育にかかわる分野の公務の民間委託はやめること。
20. 国は、マイナンバーと、一人につき一口座の預貯金口座の紐付けの義務化、運転免許許可書との一体化などをすすめている。多くの情報を一元管理するマイナンバー制度による情報流出などが起こり、コロナ対策を目的とする「特別定額給付金」で普及低迷による問題も露呈した。実施の中止を国に求めるとともに県も行わないこと。
21. デジタル庁が設置され、デジタル関連法が制定され、行政のデジタル化が進められている。デジタル化は、「利便性」の名で、本人同意のないまま企業

への個人情報提供などの「利活用」が図られ、自己情報のコントロール権、自己決定権が侵害される危険性が高い。また、システムの標準化により、自治体の独自施策が制約を受けることが懸念されている。情報格差や市民サービス提供に格差を生じさせないこと。

22. 政府の規制改革推進会議にならい全国で5番目となる兵庫県規制改革推進会議が本県に設置された。県民の暮らしや安全を後退させる規制緩和を認めないこと。

23. 「世界で一番企業が活躍しやすい国」になるために、「規制緩和」をおこない、くらしや地域経済を守るルールを破壊することにつながる国家戦略特区に反対すること。とりわけ、「関西圏区域会議」において、大企業優遇策、地域独自の法人税の引き下げ、労働時間の規制緩和などに反対すること。

24. 関西広域連合は、国の出先機関を廃止し、丸ごと移管を強く求め、その「受け皿」となることをすすめているが、憲法で掲げた国民の権利を保障する国の責任を後退させ、小規模自治体の防災などにも大きく影響を与える危険がある。関西広域連合における国の出先機関「丸ごと移管」の受け皿づくりをやめて、国出先機関の原則廃止・「丸ごと移管」に反対すること。

25. 市町への権限移譲について、県が責任をもつべきものを押し付けることはやめること。

第3. 気候危機回避を加速させ、再生可能エネルギー中心

のエネルギー政策への転換、環境秩序の保全を

いま、コロナ危機と気候変動による異常気象という二重の苦難に陥っている。この半世紀、新しい感染症がつぎつぎと出現している。多くの専門家は、その要因として人間による生態系への無秩序な進出、熱帯雨林の破壊、地球温暖化、それらによる野性生物の生息域の縮小などにより、人間と動物の距離が縮まり、動物がもっていたウイルスが人間に移り、そのことにより新しい感染症が出現していると指摘している。また気候変動も、企業の利益を最優先にした産業活動により、森林伐採などの環境破壊、低コストといわれる石炭など化石燃料の使用による温室効果ガスの増大が招いている。気候変動に関する政府間パネル

(IPCC)は8月9日、IPCC第6次評価報告書を公表し、人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させていることは「疑う余地がない」と示すとともに、工業化以前と比べた世界の平均気温は、温室効果ガス排出量が最も少ないシナリオでも2021年～2040年までに約1.5度上昇すると推定した。

こうしたなか、コロナ危機からの復興は、企業の利益中心の経済活動ではなく、脱炭素で持続可能な経済と社会を構築し、気候危機回避を加速させるグリーンリカバリーですすめるという考え方が世界でひろがっている。そのためには、温暖化ガス排出大幅削減、再生可能エネルギー中心のエネルギー政策への転換が求められる。また新たな感染症の拡大を防ぐためには、無秩序な環境破壊ではなく、環境保全の充実が必要である。

1. 民間の国際研究機関「クライメート・アクション・トラッカー」はパリ協定の1.5℃目標と整合させ、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、国内の温室効果ガス排出を2013年比で62%削減することが必要としました。県が見直すとしている現行計画の2013年比で2030年までに38%削減するという目標は、国が示している不十分な46%削減に合わせるのではなく、国際社会の要請に合致した目標をすえ、具体的なロードマップを示すこと。

2. 兵庫県として、石炭火力、原発を「ベースロード電源」と位置づけるのをやめ、脱石炭、脱原発の立場を明確にすること。県のエネルギー長期展望について、原発ゼロ、脱化石燃料を柱にして、電力に占める再生可能エネルギーの割合について、2030年目標を50%に引き上げること。

3. 国は、二酸化炭素(CO₂)を多く排出する旧式で低効率の石炭火力発電所を2030年度までに休廃止する方針を表明したが、高効率といわれる石炭火力発電所であっても、火力発電所の中では、極めて多くの二酸化炭素を排出する。よって、国に対し、石炭火力発電所の全面的廃止を強く求めるとともに、県として、県内の石炭火力発電所の全廃を段階的に行えるよう手立てをとること。また、新たに700万トン/年の二酸化炭素を排出するとされる神戸製鋼の石炭火力発電増設計画の中止を求めること。

4. 温室効果ガス排出量の半分を占めている、条例対象事業所をはじめ大規模事業所に温室効果ガスの排出総量削減を義務付ける制度を導入し、特定物質排出状況と削減計画の公表が事業所ごとになった。2050年カーボンニュートラル達成のため事業所ごとに目標を具体化させその達成のため県が積極的役割

を果たすこと。

5. 再生可能エネルギーの普及について、県は、北摂地域循環共生圏のワーキンググループ設置によるモデル事業を推進しているが、どの地域でも、エネルギーの地産地消、地域資源を生かし、地元の中小企業や雇用に結びつくような地域経済の循環で、地域活性化につながるような取組への支援を抜本的におこなうこと。

6. 政府はオーストラリアの褐炭など安価な水素を大量購入するアプローチを考えているが、化石燃料からの水素を輸入するのではなく、水素エネルギーについては、再生可能エネルギーから水素を製造・貯蔵・供給し、CO₂を排出しない水素活用を研究し、実用化を目指すこと。

7. 頻発する地震や豪雨災害など、改めて災害による原発事故発生の危険性が高まっている。それにもかかわらず運転開始から40年を超えた福井県にある関西電力の美浜原子力発電所3号機が2021年6月に再稼働した。福島第一原発の事故のあと40年を超えた原発が再稼働するのは全国で初めてとなる。また、避難計画の実効性に疑問が出され安全性が問題視されている高浜原発など原発の再稼働を中止するよう、国と関西電力に求めること。とりわけ危険性の高い老朽化原発の再稼働は断念するよう求めること。

8. 広大な森林伐採を伴う環境に大きな懸念を及ぼすメガソーラーや大型風力発電計画が頻発するなか、国は、概ね100ヘクタール以上の大型メガソーラーについては環境アセスの対象に加え、県も事業区域面積5ヘクタール以上を環境影響評価条例の対象に加えるとした。また森林伐採を伴う概ね0.5ヘクタール以上の事業を対象に、工事着手前の自然環境調査、報告を求める指針を策定した。これら条例、指針などを厳格に適用するとともに、対象のさらなる拡充と、環境に問題があると判断される場合には、事業の中止を求められるよう条例整備をおこなうこと。

9. 新温泉町に計画されている風力発電は、21基もの巨大風車を山中に設置する全国最大規模の計画であり、絶滅危惧種のクマタカなど貴重種が生息する豊かな生態系を破壊するばかりでなく、自然林の中に巨大な構造物ができることで災害の危険性も大きく、中止を求めること。

10. 海洋プラスチック汚染について

①プラスチックゴミの海洋汚染が世界的に深刻な事態になっている中、国際社会は、使い捨てのプラスチック製品の製造・販売・流通を禁止する流れが強まっている。国の責任で生産の段階から減量対策に取り組むなど、製造・販売・流通の規制強化するよう国に求めること。県としても、県内企業に対し、規制を行うこと。輸出に頼ってきた廃プラスチック処理は、自治体・住民に押し付けるのではなく、OECDも警告しているように、「拡大生産者責任」の立場で、抜本的に見直すよう国にもとめること。

②レジ袋について、県は、「レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」を示し「マイバック持参運動」などをすすめているが、削減目標を引き上げ、県民への啓発活動だけでなく、生産も含めた減量対策にとりくむこと。

1 1. 大気汚染対策について、PM_{2.5}の成分分析と発生源の推定を進め、情報公開と、地域に応じて工場への指導強化や自動車排ガス規制の強化など、適切な対策を講じること。

1 2. 神戸製鋼(株)加古川工場や、日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所広畑地区などで、降下煤塵の発生が自主管理目標値を上回るなど、飛散が続き、住民生活に影響を及ぼしていることから、改善の指導を強化すること。

1 3. 石綿（アスベスト）被害対策について

①2006年につくられた石綿健康被害救済法は、国の責任を認めた賠償制度ではなく、責任をあいまいにした「救済」法で、死亡時の支給額は、葬儀料込みで300万円足らずの低水準であり、認定基準が厳しいなどの問題点を抱えている。国と企業が責任を認め、認定基準を緩和し、すべての被害者、家族に、より充実した補償と救済を迅速に行えるよう救済法の抜本的改定を行うよう国に強く求めること。クボタショックの被害者・犠牲者については、クボタが独自制度をつくり「救済金」が支払われているが、加害責任をあいまいにし、被害者全員に支給されるものになっていない。クボタに対して、加害責任を明確にさせ、被害者全員に、十分な補償をおこなうことを求めること。

②数年で、石綿を使った建物の解体がピークを迎えると見込まれ、被害拡大を抑止するための規制強化として2020年6月に改定大気汚染防止法が成立したが不十分である。解体・改修工事で石綿を含む建材を除去する際の、第三者による大気濃度測定や完了検査の義務付け、除去業者のライセンス制の導入、作業実施届の提出、隔離養生、集じん・排気装置の設置などの義務付けなど欧米並みの規制基準を盛り込むことを国に強くもとめること。

③阪神・淡路大震災では、建物の倒壊やずさんな解体で大量の石綿が飛び散っ

た。震災翌年の専門家の調査によると神戸市東灘区の解体現場近くに大気 1 リットルあたり約 250 本（住宅地の全国平均値は 0.15 本）が確認されている。震災復興関連の仕事でアスベストが原因とされ労災認定されている方に対し、井戸敏三前県知事は、「震災との因果関係はわからない」と繰り返していたが、県として震災との因果関係を認め、震災アスベストの実態・被害状況をあらためて調査し、被害者や震災当時、被災地での作業をされていた方々をできるだけ特定し、定期的な検診や、発症時には、十分な補償をおこなうなどの対策をおこなうこと。

アスベストの潜伏期間が長いとされ今後、被害のピークを迎えると予測されることから、健康福祉事務所をはじめ相談体制を強化し、関係機関と連携して、早期診断、治療、被害補償につなげるようにすること。

④アスベスト関連企業に対し、そこに働いている労働者に健康管理手帳の制度について周知徹底させるとともに、すみやかに申請できるよう、県として支援すること。

⑤兵庫県地域防災計画にアスベスト対策を明記すること。

⑥解体現場、搬送、最終処分場における埋め立てにおいて、違法行為が後をたないことから、監視・立ち入り検査を強化すること。

⑦民間建築物にかかるアスベスト除去費用に対する補助制度を県としてつくること。

14. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）により、オフィス・工場などの古い照明（蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯など）器具などに使われている PCB 使用安定器は令和 3 年度末までに、保管事業者の責任において処分をしなければならないとされている。しかし、国が 100% 出資している JESCO(株)の受け入れ体制が十分に整っていないことや、中小企業では処理費用が大きな負担となっていることから処理が計画通りに進んでいない。国の責任において受け入れ体制を整備すること、中小企業へ費用助成をするなど安全な処理を行う対策をとること、などを国へ求めること。県としても保管状況の監視・指導を強化すること。

15. 産業廃棄物の不適正処理については、国の「行政処分指針」を基本に、行政処分・刑事告発を厳然と行い、悪質な事業者を排除し、不法投棄の未然防止に努める産廃行政に転換すること。

16. 赤穂市、上郡町で産廃最終処分場設置計画が進められているが、いずれも水源地、漁場周辺などで計画されており、専門家から「最終処分場計画地と

して不適合であることは明確」と指摘されている。

また、多くの建設反対署名も届けられており、不適合な計画地での産廃最終処分場建設を認めないこと。

17. 六甲山や長尾山山系の住宅地でのイノシシの被害について、生態や頭数の把握をするとともに、防護柵の設置、捕獲・餌付け対策をすすめるために十分な人員配置と予算措置を行い、対策を強化すること。

第4. 福祉・医療の充実で、県民の命を守る県政に

新型コロナウイルス感染症パンデミックは、これまで進められてきた新自由主義のもと日本、兵庫県の医療、公衆衛生、社会保障が、命を守ることや健康で文化的な生活を送ることができない状況であることを浮き彫りにした。社会保障の抜本的な拡充が求められている。

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

変異株による感染力の増強の中、感染拡大封じ込めの抜本的な対策強化が急務である。

(1) 医療・検査体制などについて

①「原則自宅療養」の方針を撤回し、全ての感染者に適切な療養環境を保障すること。入院を重症者等に限定することなく、必要な入院加療を保障するため、臨時の医療施設の設置を含め、十分な入院病床を確保すること。

宿泊療養施設は十分な数を確保するとともに、症状の悪化や急変に対応するため、医師をオンコールではなく常駐させ、問診ではなく毎日回診すること。

コロナ非対応の医療機関や高齢者施設などでの感染者は留め置きせず、入院など適切な療養環境を保障すること。

②感染者の絶対数を減らすことが根本的解決である。無症状感染者の発見・保護のためのPCR、抗原検査などを行い、感染の連鎖を止める事。特に、クラスター発生のリスクが高い医療機関、介護・障害福祉施設、学校、学童保育、保育所などの関係者全てへの大規模頻回検査を実施すること。防疫としての検査戦略を持つとともに、検査能力を抜本的に強化すること。

③デルタ株など変異株の感染力の強さが示されつつある今、「濃厚接触者」や発症者に限定せず幅広くPCRなど検査を行うこと。医療機関、高齢者施設、障害者施設、学校、学童、保育所、会社などで一人でも感染者が確認された場合は、

全関係者に検査を行うこと。

④新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院、受け入れていない病院、双方に医療を存続させられるだけの補償を行うこと。

⑤病院はじめ介護・障害施設、保育施設などへの防護服、マスクなど个人防护具の十分な確保を国に強く要請すること。

⑥コロナ感染後、感染性がなくなって退院などしてもなお、在宅酸素が必要になる方が多くみられる。在宅酸素が必要な間は、コロナ後遺症として、引き続き公費対象にする事を国に求めるとともに、県として負担軽減策を講じること。

⑦保健師、検査技師など職員体制を充実させ、保健所の機能強化を行うこと。現在17か所の保健所を10万人に1ヶ所、県下50ヶ所に増やすこと。芦屋健康福祉事務所は宝塚保健所の分室にせず、現在の機能を維持すること。

⑧感染症対応の病床を特に公立病院で増やすこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染防止策等に関わって

①保育所、学童保育などの過密状況を解消するために施設・職員の確保を行うこと。

②国民健康保険の傷病手当は事業主に対しても支給されるよう制度改正すること。

③コロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金の貸付期間の延長は実情に応じて柔軟に認めること。

④昨年度の医療・介護・障害施設の職員に対する慰労金は、今年度も支給すること。その際には、保険薬局、あんま・鍼灸師、保育・学童保育などの全職員も含め慰労金の対象とすること。

⑤介護事業所へのコロナ対策として、通所系サービスとショートステイサービスの介護報酬について、実際に行ったサービス区分より「2区分上位」の報酬を月4回まで算定できる「臨時」措置が行われているが、利用者に負担を求めることは止め、国が事業所に直接財政措置するよう国に求めること。

⑥介護・障害福祉施設の報酬の算定が月額ではなく日額に変わったことから、コロナ禍で大きく減収している。事業が継続できるよう減収補填すること。

⑦就労継続支援（A・B）型事業所への、財政支援を行うこと。

⑧日々変わる新型コロナウイルス感染症に関する医学的、あるいは支援制度などの情報について、障害のある方が情報を取得しやすいように、イラストや漢字にルビを振るなどわかりやすい表現の工夫などをした広報誌の発行、読み上げソフト機能で読めるテキストファイルデータでの提供など障害に配慮した情報提供を行い、市町にも徹底するよう働きかけること。

2. 県の乳幼児・子ども・障害者・ひとり親家庭等医療費助成事業の所得制限

を撤廃し、窓口自己負担の軽減をはかること。老人医療費助成制度を復活すること。

国による75歳以上の後期高齢者医療保険の窓口自己負担2割の実施に反対すること。県独自の福祉医療費助成の対象にして、負担軽減策を講じること。

3. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すると共に、国に対しても制度創設を求めること。

4. 国民健康保険・後期高齢者医療制度について

①均等割を廃止し、国保料引き下げを国に強く働きかけること。国に国庫負担の抜本的な増額を求めるとともに、県は、高すぎる保険料を引き下げのため、法令に基づく県費負担だけでなく、独自の財政支援を行うこと。県独自の均等割り減免制度を創設すること。

県は、市町独自の法定外繰り入れなど保険料抑制策を阻害しないこと。

支払い能力のない低所得者に対しても保険証取り上げや財産差し押さえが行われている。資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。

②自治体独自の医療費助成に対する国庫負担金減額調整措置を未就学児以外も廃止するよう国に引き続き強力で働きかけること。それまでの間、県から減額分全額の財政措置を行うこと。

③後期高齢者医療制度を廃止することを国に求めるとともにそれまでの間、保険料を引き下げる県独自の減免制度をつくること。

健診費用に対する県の財政支援を行うこと。検診メニューをせめて国保並みにするとともに、20%台の検診受診率を引き上げること。

5. 生活保護について

①生活保護は、憲法25条が明記した国民の生存権を守る“最後の砦”であり、受給を恥と思わないように啓発に努めること。

②申請書さえわたさない、「扶養義務者」への機械的な問い合わせなど、人権を無視する窓口対応や調査を改め、懇切丁寧な対応が行われるように、あらためて市町に徹底すること。また、ソーシャルワーカーを増やし、きめこまやかな生活支援体制を強化すること。

③2013年度からの生活保護基準の引き下げや、2015年度からの住宅扶助、冬季加算減額などの影響を調査し、母子加算の見直しなど、これ以上の引き下げ中止を国に求めること。また、就学援助や基準額引き下げに連動した各

種減免制度の実態を調査し、是正すること。エアコン設置・維持にかかる費用は、住宅維持費・生活扶助費として支給し、夏季加算を復活させ、冬季加算なども拡充すること。

④高齢加算は、「正当な理由のない保護基準の不利益変更にあたり違法」との判決もでており、復活するよう国に求めること。

6. 医療体制について

①「保健医療計画」「地域医療構想」は、新型コロナパンデミックをはじめ、新興感染症について、想定していないので、撤回すること。

②三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合を含めた検討が始まったが、地域医療構想に基づく統廃合・再編計画の押しつけはやめること。

川西協立病院と川西市民病院、市立伊丹病院と近畿中央病院の統合・再編については、その跡地に急性期も含めた入院病床を持つ病院を誘致すること。現在の地域医療構想に基づく統廃合・再編計画の押しつけはやめること。

民間移譲された六甲病院について、地域医療を守るため、コロナ入院対応など従前の医療機能を維持するとして、移譲時の約束を県としても履行させること。

③県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合後の後医療を確保すること。再編基本計画について、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染症対応機能の充実・強化を図るため基本計画を見直した。しかし、統合病院は病床稼働率を90%としており感染症が発生しても対応できないことが予想されるため、感染症対応の病床を平時より確保しておく必要がある。病床数については増床すること。

④県立こども病院を成育医療センターとして拡充すること。災害時の備蓄を含め、防災体制に万全を期すこと。

⑤県立淡路医療センターの医療体制の充実を図ること。また、災害拠点病院としての機能が果たせるようさらなる防災対策をとること。

⑥救急医療二次輪番病院への補助制度を創設するとともに、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。

⑦県立病院の独立行政法人化は行わないこと。

⑧県立病院の一般外来看護師や事務職、技能事務職の削減をやめること。

7. 難病対策について

「難病患者に関する医療等に関する法律」は、対象疾患、医療費の自己負担、小児慢性疾患の成人継続治療などについて課題が残されている。

①人工呼吸器の使用など、低所得の重症患者の自己負担の無料化を継続するよう国に求めるとともに、県として軽減すること。

- ②特定医療費の支給にかかる患者・家族の手続きを簡素化し、負担を軽減すること。
- ③障害者総合支援法により新たに支援の対象となった難病患者に制度の周知を徹底するとともに、支援を必要としながら障害者支援にも難病対策にもあてはまらない患者の救済をはかること。
- ④障害者手帳を保持していない難病患者も障害福祉サービスの利用が可能であることを、通知を郵送するなど市町に周知徹底すること。

8. 8月3日、優生保護法による被害者の国家賠償請求兵庫訴訟に関する神戸地裁判決では、原告らの損害賠償請求権は消滅したとして請求を棄却したものの、多大な苦痛を受けた多数の被害者に適切な措置を講じること、根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するための措置などを期待するとされた。県として、「不幸な子供の生まれない施策」を推進してきたことへの反省と謝罪を表明し、県としても被害者への支援を行うこと。

兵庫県での強制不妊手術の記録330人（名前が特定できた65人中、居所が分かり個別通知できたのは1人）中、救済法の一時金の請求があった20人（うち他府県経由3件）は支給されたが、その他の被害者の特定に引き続き努力すること。

9. 障害者施策について

- ①県立障害児者リハビリテーションセンターは、重度心身障害児者の療育リハビリが適切に行えるよう医師、PT、OTなど専門職の確保・養成を急ぐこと。
- ②障害を自己責任とみなし、「応益負担」を課す障害者自立支援法は、名称だけを変更した障害者総合支援法に変わった。訴訟団と国との「基本合意」に立ち返り、「骨格提言」にそった「障害者総合福祉法」へ改善されるよう国に求めること。
- ③障害者差別解消条例の制定を検討し、県内の行政機関はもとより、事業者に対しても合理的配慮の提供を徹底すること。
- ④すべての透析患者が障害等級1級に認定されるよう、引き続き国に求めるとともに、県独自でも透析基準が1級に認定されるよう社会福祉審議会に積極的に諮問すること。
- ⑤精神障害者保健福祉手帳2級まで重度障害者医療費助成事業の対象とすること。
- ⑥低所得者に限定された在宅重度心身障害者（児）介護手当の支給対象を拡大すること。
- ⑦法内施設に移行できない小規模作業所への県独自の支援は、引き続き行うこ

と。

⑧入所施設やグループホームを抜本的に増設し、地域での生活を保障すること。精神科病院の病棟・病床の一部を「居住系施設」に転換する国の方針には反対すること。

⑨ジョブコーチ制度や職業訓練や資格取得の支援を拡充し、企業等における雇用率の引き上げをはかること。障害者手帳を持たない難病患者等の就労を支援すること。

⑩手話を言語として位置付ける「手話言語条例」の制定をすすめること。

⑪65歳以上の障害者および特定疾病者が、障害に対応するサービスが利用できるように、機械的画一的に介護保険利用を強要することのないよう市町の担当者やケアマネージャーに繰り返し周知徹底すること。

10. 介護保険について

①要介護1、2の認定者について、訪問介護と通所介護などのサービスの保険給付外しに反対すること。

②介護・福祉労働者の処遇改善のための補助制度を復活し、人材養成事業を拡充すること。

③低所得者への食費等への補助である補足給付が、今年8月から資産要件の厳格化により補助対象と補助額が狭められた。影響の実態を県として調べるとともに県独自の負担軽減策を講じること。

現役並所得者の利用料3割引き上げ、補足給付申請にあたっての資産調査の中止を国に求めること。実施された利用料2割負担の影響を調査し、県として利用料減免制度を創設すること。

④保険料高騰のため、滞納による差し押さえが増え続けている。保険料の抑制につとめ県独自の保険料の減免制度を創設すること。

保険料の滞納による「利用料の10割負担」「財産差し押さえ」等のペナルティ一廃止を国に求めること。

⑤施設から在宅介護への移行を名目に2025年までの特別養護老人ホームの増床数を減らす県の方針を撤回し、市町ごとの実態に見合った新增設を行い、待機者（1万5千人）を早急に解消すること。そのために整備費補助単価を引き上げること。

11. こども・子育て支援について

①福岡県で起きた保育園送迎バスに男児が置き去りになり、亡くなった痛ましい事件は、保育現場の恒常的な人員不足、また認可保育園での配置基準が安全な保育のためには不十分であることを浮き彫りにした。保育士の処遇改善と

もに、子ども一人当たりの保育士配置を増やす配置基準の見直しを国に働きかけ、県独自でも財政支援すること。

②待機児童の解消は、認可保育所の増設を基本にすること。職員配置基準の改善を国に働きかけること。また、保育所や認定こども園等の運営費等について、従来の水準を下回らないように、国に財源確保を求めるとともに、県単独補助を維持・充実すること。

③保育士の処遇改善のための財源確保を国に求めるとともに、県としても民間福祉施設運営支援事業の充実など財政支援を行うこと。保育士養成、研修制度、再就職支援などを充実すること。

④「幼児教育無償化」の対象となっていない0～2歳児についても国・県の責任で無償化にすること。また無償化の対象になっている認可外保育所については、保育の質が確保されるよう当該保育園に促すと共に、行政としても支援を行うこと。副食費も無償化すること。

⑤学童保育については、対象が6年生まで広がり、子ども・子育て支援新制度の実施により、保育の量や質に格差が生まれえないような県の支援が必要である。ア. 運営費について、国に財源増額を求めるとともに、県の補助を維持・充実すること。

イ. 定員や職員配置、開設日数・時間など、運営基準に極端な市町間格差が生まれることのないように市町を支援すること。児童福祉法改正によって定員・職員配置について「参酌基準」となった。保育の質を確保するため「従うべき基準」に戻すよう国に求めること。

ウ. 放課後児童支援員の処遇改善事業が市町で予算化されるよう支援を強めること。

⑥こどもの健やかな育ちを支え、子育て世代応援の重要な柱である、こどもの医療費を、義務教育を終えるまで、通院も入院も、所得制限を撤廃して完全無料化すること。

⑦1次・2次医療を一元的に受け入れることのできる小児救急医療体制の整備を急ぐこと。また、ほとんど常時満床で出生数に照らしても不足しているNICUをさらに増床し、総合周産期母子医療センターを空白の但馬、丹波、北播、東播、淡路にも整備するなど、周産期医療を拡充すること。

⑧小児救急医療電話相談（#8000）の民間委託後の検証を行い、「受診できる医療の紹介をしてもらえない」などが改善されなければ、臨床経験に富み、県内の実情をよく把握する体制で実施すること。

⑨妊婦健診は全額公費負担となるよう、県の補助を増やすこと。出産費用を補助する制度を創設すること。

⑩新婚世帯、子育て世代、母子・父子家庭に対する民間住宅家賃補助制度を創

設するとともに、県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。

12. コロナ禍のもと、生理用品購入の経済的負担について、「生理の貧困」問題から、ジェンダー平等の視点で生理用品の無償化への移行が全世界で大きな課題になっている。県下市町でも生理用品の配布や公共施設のトイレへの設置などが始まっている。兵庫県としても行政による生理用品の無償配布や公共施設・学校などのトイレ個室への生理用品設置などを進めること。

13. DV対策は、専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など支援体制を強化すること。また、民間シェルターへの助成を拡充すること。

14. 性暴力被害対策の強化のため、「よりそい」の機能、医療連携を強化すること。ワンストップセンターである「性暴力被害者支援センター・ひょうご」の運営費補助の増額など支援を強化すること。

15. 児童虐待の相談件数が増え続けている。こども家庭センターの専門職員の増員や、一時保護所を各センターに設置するなど、市町との連携をより強化し、児童虐待を防止する対策をすすめること。一時保護所についてこどもの居場所にふさわしい設置基準をつくること。

16. 阪神・淡路大震災時に復興関連の仕事に従事した方の中で、少なくとも6人がアスベスト被曝が原因と認められ、労働災害・公務災害認定されている。アスベスト被曝から中皮腫などの関連疾患の発症までの潜伏期間は10数年～50年と言われていることから、震災時のアスベスト飛散と健康被害の関連の研究を行うこと。震災後のがれき処理などに携わった労働者、震災当時、被災地に居住歴のある方への広報、健康管理手帳制度について周知徹底をおこない、継続的な健康調査、石綿関連疾患を発症した方の追跡調査などを市町と連携して、行うこと。

17. タバコ対策について

(1) 受動喫煙防止条例の規制を強化し、マンションなどの共有部分やベランダは、受動喫煙をなくしていくこと。県民への啓発をすすめながら、タバコ対策を総合的にすすめること。また、小・中、高校生に対する防煙教育を強化すること。企業検診と連携し、禁煙勧奨や経済的支援など禁煙支援を行うこと。

(2) 入院中に禁煙指導開始が行えるように診療報酬の改定を国に働きかけること。

(3) 日本たばこ産業株式会社 (JT) から自治体への寄付は、「見舞金」「医療支援」など「地域貢献活動」の一環として行われるものであっても、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」(タバコ規制枠組条約) 5 条 3 項のガイドラインでは「締約国は、…公共セクターの政治等のいかなる部門に対してもタバコ産業…から献金を受け取ることを許可してはならない」としている。また同 13 条は「寄付行為はタバコ製品と使用を直接的、間接的に促進・奨励する目的効果をもたらすおそれがある」として「禁止されるべき」と規定している。JT からの寄付は辞退すること。

18. マクロ経済スライドの廃止、低年金・無年金者をなくすよう国に求めること。年金の受給資格期間が 10 年に短縮されたことについて、国と連携しながら漏れのないよう県民に周知徹底すること。

第 5. すべての子どもの命を守り、成長発達を支える教育への転換を

新型コロナウイルス感染症の拡大は、こどもたちの不安やストレス、学習の遅れと格差の拡大をもたらした深刻な事態となっている。

新型コロナウイルス感染症から、こどもと教職員の命と健康を守り、学びを保障するための教育環境の整備が急務である。

また、高すぎる学費、不十分な奨学金制度のもと、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の激減など経済的理由で中退する学生の割合が増加し、教育の無償化・負担の軽減がより一層求められている。

1. 教育条件の整備をすすめること

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、改めてこどもたちの教育環境を直視せざるを得ない状況となった。

少人数学級の検討をした文部科学省の方針は、小学校 6 年生までの 35 人学級を 5 年間で実施し、現在の定数内の加配教員で対応するもので、教職員定数改善は見送られた。

身体的距離を保つなど感染防止対策、こどもの心に寄り添った丁寧な学習指導は待ったなしの課題であり、国に対し、20 人程度の少人数学級を小・中・高の全学年での実施と、そのための教職員定数改善を強く求めること。

- ②兵庫県は、小学校4年までにとどまっている35人学級を小学校5・6年生、中学生へ拡大する決断をし、高校へ広げる取り組みを進めること。
- ③新型コロナウイルス感染対策には十分な換気が必要であり、こどもの健康安全維持のために、これまで以上に学校環境衛生基準を守ることが求められる。特別支援学校も含め、すべての教室、特別教室、体育館へエアコンを設置すること。また、適切にエアコンが使用できるよう学校運営費など財政確保をすること。
- ④学校現場は児童・生徒との接触は避けられず、感染防止、感染拡大を防ぐためにも、特別支援学校をはじめ全ての学校で、PCR等検査を定期的実施すること。
- ⑤感染が不安で登校できない児童生徒を一律に欠席扱いにせず、柔軟な対応を行うこと。また、オンライン授業など学習の機会を保障すること。
- ⑥校内の感染予防対策として昨年度配置されたスクールサポートスタッフを再配置し、消毒液など確保するとともに、新型コロナウイルス感染予防対策に万全を期すこと。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の拡大による休業中の学習支援としてICT環境の整備、遠隔学習支援、サンテレビを活用した学習支援番組の制作など進めてきたところであるが、インターネット環境がないことで格差が生じないよう十分な体制整備を引き続き行うこと。
- ⑧3回実施された「新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のアンケート」では、約半数の児童生徒が何らかのストレスを抱えていること、保護者の認識以上に児童生徒が高いストレスを抱えていることが明らかとなった。スクールカウンセラーや心のケア支援員の増員、専門機関との連携強化を図るなど心のケアの強化に取り組むこと。
- ⑨感染症対策のマスク着用で熱中症の危険が高まっている。「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』（2021.5.28Ver.6）」を適切に運用し、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう対応することや、体育の授業や運動部活動でのマスク着用の必要がないとした2021年4月30日の文科省通知を徹底すること。今年4月から運用開始された熱中症警戒アラートなど情報を適切に活用し、熱中症対策を強化すること。
- ⑩全ての学校トイレに生理用品を備えること。
- ⑪公立学校の耐震化の予算を大幅に引き上げ、早急に耐震化を100%にすること。
- ⑫未対策となっている学校ブロック塀の点検、撤去、改修工事を早急に行うよう支援すること。また、通学路の定期的な安全点検を行い、ブロック塀や歩道

など危険個所の整備を進めること。

⑬安全で豊かな完全給食を全ての小・中・特別支援学校で実施し、学校給食を柱とする食育を推進すること。未実施の中学校での給食導入に県の補助制度をつくとともに、「自校、親子、兄弟方式」など充実した「実施計画」とするよう市町に強くはたらきかけること。すでに給食を実施している市町に対する運営費補助制度を創設すること。

2. 教育費の負担軽減・無償化をすすめること

①新型コロナウイルスの影響で困窮する学生の実態は、経済的理由で中退する学生の割合が増加するなどより深刻になっている。昨年度の学生支援緊急給付金が支給されたのは、全学生の1割にしかすぎなかった。全学生を対象にした学生緊急支援金の支給、学費を半額免除するための財政措置を行うよう国に求めること。

②すべての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料の無償化をはかるよう国にもとめるとともに、県独自でも減免措置をとること。

③公立高校の就学支援金の所得制限を撤廃し、公立授業料の無償化を復活するよう国に求めること。

④私立高校の修学支援金の所得制限は年収590万円まで拡大されたが、支給対象は私立高校生の3割にしかすぎない。国に対し、支給対象を全学生に広げるとともに、入学金、授業料、施設整備費を無償にするよう求めること。

県の授業料軽減補助についても所得制限が910万円まで拡大されたところであるが、すべての生徒を対象にし、実質無償化となるように援助を強めること。格差をつけている県外通学者には、県内通学者と同額とすること。専門学校・外国人学校にも適用すること。

私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県としても拡充すること。

⑤県独自の給付制の奨学金制度の創設を行うこと。

⑥2022年度の新高校1年生から、1人1台のタブレット端末を自己負担購入する方針を撤回し、県費負担による無償貸与とすること。また、通信費への補助も行うこと。

⑦義務教育は無償が原則であるにもかかわらず、修学旅行費や教材費などの負担が家計を圧迫しており、無償化の原則に即して家計負担の解消を求めること。また、就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。学校給食費の無償化へ向け、減免制度の創設など市町を支援すること。

3. ゆたかな障害児教育を行うこと

①昨年一時的に行われたスクールバスの増車は、新型コロナウイルス感染症対策としてスクールバスの密を防ぐために必要な対策であり、速やかに増車を行うこと。安全な通学を保障するため、添乗は民間委託せず公的な介助員を配置すること。

②特別支援学校の設置基準について、2021年5月に文部科学省が示したことは、劣悪な特別支援教育の環境改善を求める切実な声の実ったものである。しかし、設置基準は2023年の新設校から適用し、既設校は適用除外され努力義務にとどまるなど不十分な内容である。現存する過密・過大・長時間通学などが解消され、豊かな障害児教育が実践できる設置基準とするよう国に求めること。また、県として既存校についても設置基準を適用するとともに、さらなる改善を行うこと。その際「分教室」やプレハブ校舎など安易な対策でなく、新たな施設整備を進めること。

また、新設が決まった武庫川特別支援学校は、芦屋特別支援学校、阪神特別支援学校の過大・過密・長時間通学を解消するため早期の開設に努めること。また、併設するこばと聴覚支援学校は、就学前の聴覚障害児教育の中核として重要な役割を担っており、一層の機能強化をはかること。

川西市丸山台に新設する阪神北特別支援学校については、住宅地に近接しており丁寧な説明を行うなど配慮すること。

③特別支援学級は一クラス6人以下の少人数にし、一人ひとりに応じて丁寧に対応ができるようにすること。

④小・中・高すべての学校に通級指導教室を置き、自分の学校の通級指導教室で学べるようにすること。

⑤特別支援学校の寄宿舎への正規教員の適切な配置と夜間警備体制をつくること。

⑥医療的ケア児の教育の権利を保障するために、ケア児を受け入れるための教職員への研修や、ケア児を受け入れる学校への看護師の配置、環境整備などを遺漏なく行うこと。

4. 「いじめ」対策の強化について

①いじめの兆候があれば後回しにせず、直ちに対応をすること。教師個人任せにせず、学校・教育委員会でチームを作るなど集団で対応すること。こどもの心に寄り添い、生徒理解を深める支援を行うこと。その際、いじめ対策のスキルアップを常に行い、問題をつかむよう専門性を高めること。

②学校現場では子どもの自主的活動の比重を高め、いじめを止める人間関係をつくる学校づくりをすすめること。被害者の安全を確保したうえで加害者にはやめるまで対応する、被害者・家族の知る権利を尊重すること。

- ③いじめによる重大事態が発生し、調査等を行う場合、子どものプライバシーを守りつつも、隠ぺいなどにつながらないように調査の透明性を十分補償するよう留意すること。
- ④いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切に学校をつくること。子どもの権利条約の普及に努めること。
- ⑤学校で困難をかかえる子どもたちへの支援を一層強化するため、スクールカウンセラーの増員を図り、小学校での全校配置をすすめること。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保のため、市町支援の強化を図ること。
- ⑥教員の多忙化は、子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。
- ⑦ネット・SNS（LINE等）を通じたいじめへの対策を強め、ネット上の言葉の暴力について、家庭まかせにせず、学校教育でもルールやモラルを教えること。

5. 競争とふるいわけの教育をあらためること

①「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」は、今後の県立高等学校の望ましい規模と配置について、都市部では発展的統合により規模を維持、地方部では地域の支援を得ながら存続可能性の有無を含めて検討するとしたが、県立高校の安易な統廃合は行わないこと。

希望者全員入学を目指し、単純に生徒数が減少していることを理由にクラス数削減を行わないこと。

また、コロナ禍のもと、県立高校でも身体的距離を保つなど感染防止対策、生徒の心に寄り添った丁寧な学習指導は待ったなしの課題であり、少人数学級の実現が求められている。義務教育と同様に30人学級の実現を前提に、適正規模の検討を進めること。

また、学区拡大は、県立高校の入試において、地元の高校に行けず遠距離通学を余儀なくされるなど生徒の進路に影響を及ぼすだけでなく、地域をあげた高校を残す取り組みにも逆行しており、すべての中学卒業生の進路状況に関する調査を行い、詳細な検証を行うこと。全県1学区等のさらなる学区拡大を行わないこと。

②全国いっせい学力テストの中止を国に求めること。

学力テストよりも、子どもたちに寄り添った丁寧な学習指導を行う体制を整えること。

③業者テストの中学生統一模試など、学習到達度テストを学校教育に持ち込ま

せないこと。

6. 子どもの権利、個人の尊厳を何よりも大切に学校にすること

①子どもにも、憲法に規定されている基本的人権は広く保障されている。同時に、成長・発達途上にある特別な子ども期にある者として、保護される権利、教育・社会保障への権利、社会参加の権利など「子どもの権利」の保障が求められている。ところが、少なくない学校で、個人の尊厳や多様性からかけ離れた画一的な指導が横行し、時に子どもの人権を脅かし、成長・発達への障害となり、不登校の要因にもなっている。学校のあり方を、基本的人権と「子どもの権利」の視点から見直すこと。

②生徒にとって理不尽で、守る理由がわからない、いわゆる「ブラック校則」や、規則や罰則を細かく決め問題行動を管理・指導する「ゼロトレランス（寛容ゼロ）」、体罰や「指導死」を学校からなくし、子どもの権利を守ること。

③学校での事故や犯罪から子ども、教職員らの生命を守る仕事は急務であり、「安全配慮義務」を明記するなど、子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する「学校安全条例」を制定すること。不審者対応を含めた安全対策の専門職員配置を施設の改善をすすめるとともに、学校安全のための住民の自主的な取り組みを支援すること。

④不登校の子どもの権利を尊重し、公的支援を拡充すること。

⑤性的マイノリティ（LGBTQ）の子どもへの配慮と支援を強化すること。

⑥18歳選挙権の実施にともない、主権者教育、政治教育を充実させること。

行政が「政治的中立性」の名目で、教育内容への不当な介入をおこなわないこと。高校生に対する政治活動を制限させる憲法違反の通知を撤回させ、高校生の政治活動の自由を保障すること。

⑦トライ・やるウィークで自衛隊での職場体験は行わせないこと。

7. 教職員の「働き方改革」について

①労働時間を「繁忙期」は一日10時間とし、「閑散期」と合わせて1年間トータルで一日8時間以内にする変形労働時間制は、1日8時間労働の原則を壊すものであること、長時間労働を固定化・助長することになるため適用しないこと。

②県教委は、教職員の業務量の適切な管理に関する措置を定める規則の制定や、県立学校業務支援員、市町立学校のスクールサポートスタッフ、部活動指導員などを配置し業務改善に取り組み始めているが、教員の多忙化を抜本的に解消するためには、教職員の増員が不可欠である。教職員定数改善で教職員を増員し少人数学級（20人学級）を進めるよう国に求めること。県教委としても、少人数学級を拡大し、教職員定数増をはかること。

- ③教職員も労働法を適用し、超過勤務手当などを保障するよう国に求めること。
- ④臨時教職員、非常勤講師など非正規の処遇を改善し、早期に正規雇用に切り替えること。

第6. コロナ禍のもと、県民のくらしと営業まもる経済政策を

コロナ禍のもと、最も大きな打撃を受けているのは飲食業を中心とした中小業者である。緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が繰り返され、営業時間短縮、休業などの要請が2年にわたって続き、経営は逼迫し疲弊は限界を超えている。

すべての中小企業者をどう守り救うのかが大きな課題であり、それは政治の責任として、国と県が一体となって取り組むべきものである。休業や時短要請をした業者に対し、損失分を国の責任で補償すること、持続化給付金、家賃支援給付金などの再給付など十分な補償と早い支給が必要である。

(コロナ問題に関わる要望)

1. 雇用調整助成金は、事業者の前払い制を見直すなど申請手続きを思い切って簡素なものとし、「事前審査」から「事後チェック」に切り替える抜本的措置をとること。「コロナ特例」(上限を月額33万円、中小企業への助成を10分の10にするなど)は、危機が収束するまで継続すること。
2. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、緊急措置として、速やかに支給できるようにすること。雇用保険未加入の登録型派遣やフリーランス・学生・アルバイトで働く人たちに休業補償を確実に行うこと。危機の収束まで継続すること。
3. 持続化給付金の再支給を強力に国に求めること。非課税とし、売上50%減などの要件を大幅に緩和すること。
4. 家賃支援給付金についても再支給を強力に国に求めること。給付金は非課税とすること。
5. 持続化給付金の不正受給事件を理由に、一時支援金の申請に対し異常なほど厳格な審査が行われ「不備ループ」問題が起こっている。国に対し迅速な改

善を求めること。

6. 協力金について

①飲食店等に対する営業時間短縮等協力金の対象の拡充、増額を国に求めること。

②コロナ禍において協力要請に応じている飲食業者への協力金支給は営業を守るうえで確実に施行されなければならない。しかし、支給される条件でありながら書類不備とされ受付されない事例が多々起きている。県は飲食業者の経営を守る立場に立ち切り、柔軟で迅速な対応、支給をすること。

③国が今期のまん延防止等重点措置、緊急事態宣言において協力金の早期給付（前払い）を申請できることとした。県も同等の措置をとることになったが、前期の申請受付が遅れることが懸念される。矛盾が生じないように努めること。また、県独自で協力金の対象にならない業者への休業補償制度などの支援制度をつくり、雇用の継続と賃金を守ること。

④警察OBが協力金申請の窓口対応において「警察OB」と名乗り、威圧感を与えているという苦情が寄せられている。警察OBは窓口対応をしないこと。

7. 月次支援金の増額、申請要件の緩和を国に求めること。

8. 酒類販売事業者に対する月次支援金について、県独自で申請要件緩和、上乘せを行っているように、酒類販売事業者に限ることなく他の事業者にも拡大すること。

9. 雇用保険未加入などで失業給付などから除外されている人への支援と給付金、外国人労働者への支援など、生活困窮者を緊急に支援ができるように、国と自治体の連携を強め、地方創生臨時交付金を生活困窮者支援に活用できるようにすること。緊急小口融資の返済猶予・免除を拡充すること。

10. 大企業への支援は、雇用と下請け・関連企業への社会的責任を果たすことを目的にすること。これまでのように、大企業への支援＝公的資金投入と引き換えに、労働者のリストラ＝雇用破壊を条件とするようなことは、絶対に行わないこと。

11. 去年はコロナ特例で消費税納付を1年間猶予されたが、政府がこの制度を延長せず打ち切ったため、多くの事業主が今年2年分の納付を迫られた。消費税の免除・減税を国に求めること。

世界は60か国・地域で消費税減税に踏み切っている。消費税減税は、コロナ危機で痛めつけられている家計を助け、低所得者や中小業者への大きな支援となる。国民の暮らし、中小業者の営業を守るためにも消費税を5%に減税することを国に求めること。

(労働・雇用対策について)

新自由主義のもと労働法制の規制緩和がされ「使い捨て労働」を広げ、人間らしく働けるルールを壊してきた。そのことの矛盾が、いまコロナ危機のもとで、派遣やパートで働く人々の雇い止めという形で噴き出している。新自由主義による、労働法制の規制緩和路線を転換し、ポストコロナ社会では人間らしい労働のルールをしっかりと作りあげていくこと。

賃上げと長時間労働の是正をすすめ、8時間働けば普通に暮らせる社会にしていくことは、家計消費を増やし、日本経済・兵庫の経済を立て直すうえでも要である。

1. 国の「働き方改革一括法」は、過労死水準の残業を合法化し、高度プロフェッショナル制度「残業代ゼロ制度」の導入により、長時間労働を固定化し、悪化させるものである。廃止を国に求めること。

2. 残業上限規制に例外を設けず、「週15時間、月45時間、年360時間」とする大臣告示の法定化とともに、勤務から次の勤務までの間に連続11時間の休憩時間を設けること、長時間労働の温床となっている裁量労働制等の規制強化を国に求めること。

3. 最賃引き上げが日本経済全体を底上げする経済対策の一環として位置づけ、すみやかに1000円に引き上げ1500円をめざし、全国一律の制度とするよう国に求めること。

特に中小企業の最賃引き上げのためには、直接支援が必要である。中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免するなど、抜本的な支援策拡充のために、支援予算の増額を国に求めること。また、県として独自の支援策を講じること。

4. 若者を違法な労働条件で働かせ、使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶に向けて、引き続き労働局と連携し取り組むこと。憲法や労働法で保障された権利や雇用者の義務を、労働者や学生に知らせる広報、啓発活動を強化すること。長時間・過密労働、「サービス残業」をなくして雇用をふやすよう、県下の経済団体、企業に働きかけること。

5. 過労死防止法にもとづき、啓発や相談体制の整備、民間団体が行う過労死防止に関する相談活動の支援策を講じること。

6. 令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された。

本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったが、ハラスメント行為の禁止規定を見送ったことは重大である。よって以下の修正を国に求めること。

- ①ハラスメント全般（第三者からの行為を含む）の禁止規定を盛りこむこと。
- ②被害にあった労働者の申し立てを受け迅速に調査・救済する独立した第三者機関を設置すること。

7. 学生の就職活動の早期化・長期化・過熱化をさせないルールづくりを行うよう国に求めること。

8. 2018年4月から改定労働契約法による無期転換が始まった。県内の企業に対し無期転換ルールを守る指導を徹底すること。

9. 労働者派遣法の抜本改正はじめ、非正規労働者の正社員化をすすめるよう、国に強力に働きかけること。

10. 地元中小企業の人材確保を支援し、若者の安定した雇用を促進するために、地元中小企業にたいし、賃金（初任給）を引き上げる助成制度、新規の正規雇用に対する税の優遇、福利厚生面でのさらなる支援策など、具体的な支援策を実施すること。

11. 離職者などの職業能力開発事業は、民間教育訓練機関まかせにせず、県が責任をもって行い、正規雇用につながる実効あるものにする。

12. 出産・育児、その他の理由で離職した女性の雇用・就労支援を強化すること。産休・育休、介護休暇など、求職した労働者が不利益なく復職できるよう企業に働きかけること。中小企業へは特別の配慮をすること。

13. 県契約からワーキングプアをなくし、公共工事、公共サービスの質を将来にわたり確保するために、賃金条項を入れた公契約条例を制定すること。また、「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」の目的を果たすために、労働者の賃金実態調査を行うこと。

(中小企業対策について)

内需・家計に犠牲を負わせながら、もっぱら外需に依存してきた経済のあり方、さらには、人々のケア（医療・介護など）に必要な物資、食料、エネルギーをも海外に頼ってきた経済のあり方を、この機会に見直すこと。ポストコロナ社会は内需・家計を経済政策の軸にすえ、人間の命にとって必要不可欠なものは自分の国でつくる経済政策への転換をおこなうこと。

雇用の約8割を占め、本県経済を支えている中小企業の振興を図るため、中小企業振興条例にもとづいて、中小企業・小規模事業者への予算を大幅に引き上げ、地場産業や地域産業の支援を強化すること。

1. コロナ対策として国・県・市によって多岐にわたって経済政策が展開された。県の政策を周知徹底し、対象者に活用されるよう広報すること。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する国民健康保険の傷病手当金の支給対象に、県として個人事業主を加えること。

3. 消費税を5%に減税することを国に求めるとともに、2023年10月に政府が導入しようとしているインボイス制度は、適格請求書が発行できない小規模事業者が、免税を受けられないため、経営難に追い込まれる恐れがあり、国に撤回を求めること。

4. 家計を温め内需を喚起し、外需・インバウンド依存の経済・観光政策から転換すること。

5. 中小企業振興条例にもとづく計画策定に当たっては、市町と協力し、中小企業の悉皆調査を行うこと。また、中小企業者、関係団体が幅広く参画した「振興会議」を常設すること。

6. 県の官公需発注にあたっては、分離分割発注をさらにすすめ、県内中小企業への発注を増やすこと。

7. 「兵庫型奨学金返済支援制度」をさらに活用しやすいものにするために、県の負担金額を倍にすること。本人と中小企業の負担を軽減すること。

8. 基盤技術の担い手である町工場への支援を強めること。

①単価・工賃水準の実態調査を行い、工場の家賃や機械リースへの支援、雇用維持への支援を強め、廃業の増加に歯止めをかけること。

②新たな事業展開や新分野進出を支援すること。

③温暖化、省エネ対策への支援を行うこと。

9. 中小企業の研究開発や技術の高度化など、中小企業のものづくり支援機関として重要な役割を果たしている県立工業技術センターの産業技術職の定員が、約半数の50人に減らされている。中小企業のニーズにこたえ、同センターの技術を継承発展させていくために、必要な増員をおこなうこと。

10. 中小企業への融資審査で税金完納要件を廃止するとともに、業種、年齢、性別、経験年数による差別をやめること。無担保・無保証人制度を拡充すること。

11. 阪神・淡路大震災時の「緊急災害復旧資金」については、当初返済期限の2020年から2025年へと5年間延長された。返済期限の延長ではなく、債務返済を免除すること。

12. 地域経済に波及効果の大きい住宅リフォーム助成制度は、全国で多くの自治体が実地している。兵庫県でも住宅リフォーム助成制度を創設すること。

13. 店舗リフォーム助成制度を創設すること。

14. 商店街の空き店舗に県内の産地直送品を扱う店を増やし、「買い物難民」と呼ばれる地域の高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みへの支援を抜本的に強化すること。

15. 原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を飛躍的に促進するため、地産地消のエネルギー対策を地域住民と地域の中小企業、農林水産業などが連携して地域振興策として推進できるよう県として支援すること。

16. 大企業に有利な「産業立地促進」制度（補助・税軽減）を廃止し、地域

経済をささえる中小企業に、融資だけでなく直接支援を行うこと。

17. ゼロ金利政策で地方銀行などの経営が悪化している。借り手に犠牲を押しつける貸し渋り、貸しはがしを止めさせ、地方金融機関の健全な金融仲介機能を守るために、県としても国に働きかけること。

18. コンビニ本部による「もうけ本位」の「搾取システム」を改め、24時間営業の見直し、ドミナント出店の規制など、コンビニオーナーの営業と健康を守るために国に働きかけること。

第7. 食料自給率を向上させ、持続可能な農林漁業の支援を抜本的に強める

新型コロナの世界的蔓延によって、物流が寸断され、人の移動も停止し、それが食糧生産・供給を減少させ、買い急ぎや輸出規制につながり、価格高騰をうみ、食料危機になることも懸念される。食料の過度な自由貿易の結果である。過度な自由化を反省し、食料自給率向上こそが必要である。

1. TPP11、日欧EPA、日米貿易協定などによる貿易自由化が、危機に弱い社会経済構造を作り出した元凶であると反省し、特に、米国かからのいっそうの要求を受け入れていく日米交渉第2弾をストップすべきである。TPP11、日欧EPA、日米貿易協定から撤退し、食料自給率を早期に50%台に引き上げるよう求めること。県内自給率を向上させるための目標と計画を設定し、具体的な施策を実施すること。

2. 米の6月末の民間在庫が219万tとなり、適正とされる180万tを超えている。米価下落の懸念が一層高まり、早場米の概算金が800円から1400円の下げ幅となっている。緊急事態宣言の4度の発動や、オリンピック強行による感染爆発などで米の需要減は続いている。政府による買い取りなど、以下の対策を国に求めること。

- ①過剰在庫を政府が買い取り市場から隔離し需給環境を改善すること。
- ②過剰在庫の米をコロナ禍で苦境に陥っている国民、学生や子ども食堂などに

大規模に供給する仕組みの緊急創設すること。

③国が需給調整と価格安定に責任を果たし絶対に暴落を防ぐ意思があることを早急にアナウンスすること。

④ミニマムアクセス米の輸入を中止すること

⑤転作補助金の大幅拡充すること。

3. 県は、独自に、山田錦等酒米持続的生産応援事業等による地場産業支援メニューを制度化しているが、コロナ禍のもとで危機に陥っている生産者、卸業者などの経営と生活を守り、価格補償や所得補償など直接支援する抜本的な制度を国にもとめ、県としても対応すること。

4. 大規模農家支援に偏った「農政改革」を中止することや、生産調整の廃止など国に求めること。国が半額に減らした米の直接支払交付金を10a15000円へと戻し、戸別所得補償の復活等を求めること。県として交付金上乘せなど米作の経営安定と、消費拡大に取り組むこと。

5. 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。

6. 農地を担い手に集約する「農地中間管理機構」については、耕作放棄地の復旧を位置づけること、貸付先は地域農家を最優先すること、農民代表を機構の役員に選任することなど、制度運用の改善を国に求めること。

7. 集落営農や大規模農家に対する施設・機械導入などへの助成・低利融資など支援の充実とともに、家族営農を含む中小零細農家が農業を続けられるように抜本的に支援を充実するなど、担い手対策を行うこと。新規就農者への助成・支援について要件緩和を行うなど拡充すること。

8. 種子法廃止に伴い、米・麦・大豆の奨励品種の種苗育成を県として管理・育成するための県条例が制定されたが、今後も農家に対し、安定的に安価に種子を提供し、開発・生産・普及を行えるよう県が責任をもつこと。種子法の制定を国にもとめること。

9. 国に登録された作物の種や苗を農家が自家増殖する場合、許諾料の支払いを求めて事実上禁止する種苗法が改定された。

同改定には、育成者権の乱用を防止する規定がなく、同改定によって、育成

者権のみが強化され種苗会社の力が強くなれば、企業による種苗の支配が強まる。自家増殖の事実上の禁止は、農業者の権利を奪い、種苗の単なる利用者・消費者にするもので、農業の多様性や生産者の創造性を奪うことになりかねない。また、新たに許諾料の支払いが求められれば農家の負担が増えるのは明らかです。国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めており、農民の権利をうばう改定種苗法は廃止することを求めること。

10. 異常気象が指摘され、豪雨災害など自然災害が多発している中、災害復旧、被災農家への支援の拡充が求められている。

国に、災害復旧制度の拡充を求めるとともに、県としても、面積要件などが該当せず災害復旧事業の対象とならない農産物・農地・農業施設の復旧を支援すること。

11. 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業の継続を国に求め、小規模酪農家も含め支援すること。円安等による飼料高騰への緊急支援や、自給飼料米生産、耕畜連携への支援を県として行うこと。

12. 令和3年3月兵庫県丹波市で野生イノシシの豚熱感染が確認され、淡路島まで拡大している。県は、飼育豚等へのワクチン接種や野生イノシシへの経口ワクチンの散布などの豚熱侵入防止緊急対策を実施としているが、豚熱にとどまらず口蹄疫や鳥インフルエンザなど、家畜の伝染病対策について、防疫・治療研究体制の抜本的強化が求められる。県内に3カ所ある家畜衛生研究所の獣医師など専門職の配置増など体制強化するとともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保健制度創設を含む営農保障、埋設場所、焼却対策の整備など対策を抜本的に強めること。

13. 食の安全を守るために

①BSE全頭検査を復活・継続すること。

②仮にTPP参加による非関税障壁撤廃が求められた場合にも、食の安全を守る立場から、産地表示、遺伝子組み換え表示、農薬回数等の表示、トレーサビリティなどが継続されるよう求めるとともに、「ひょうご安心ブランド」など独自の認証も継続すること。

③食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなどを防ぎ食の安全を守るため、健康福祉事務所など検査体制の強化をおこなうこと。

14. 都市近郊農業の宅地並み課税をやめ、生産緑地の要件を緩和するよう国に求めるとともに、県として農業を都市づくりに位置付け、生産緑地指定拡大、直売所や体験農園などの取り組みへの支援充実に取り組むこと。

15. 鳥獣被害対策について、防護柵などの設置・更新への補助増額や駆除に参加する猟友会員への支援など、被害防除や駆除対策を引き続き強めること。被害を食い止めるとともに生息できる生態系を取り戻す研究と対策を強めること。

16. 小中学校の給食への県産農畜水産物などの供給や、中学校給食の実施への支援を強め、農政環境部・産業労働部・教育委員会などが連携し、県産農畜水産物の販路拡大と食育に寄与する地産地消を抜本的にすすめること。米飯給食実施への補助制度を復活すること。

17. 県産木材の活用促進をはかる林業振興について

①「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」を活用し、木材の生産、水源の涵養、国土保全、生物多様性など森林の多面的な機能保全、林業の振興をはかること。

②林業労働者の計画的な育成と待遇改善をはかるため、「緑の雇用事業」の拡充と事業体への支援を国に求めるとともに、県としても行い、系統的な林業労働者の育成にとりくむこと。

③県産材需要拡大のため、公共事業での県産材使用を拡大すること。県産材活用の住宅リフォーム助成制度を実施すること。

④自然環境に悪影響をあたえる広域基幹林道優先でなく、「作業道」の設置を計画的にすすめること。

⑤間伐材等によるバイオ燃料など、森林資源を活用した自然エネルギーの供給を促進する支援をおこなうこと。

⑥国の間伐補助の面積要件（5ha以上）を従前の0.1haにもどして事業ごとの補助とするよう国に求めること。

18. 新型コロナの影響によるいわゆる“ウッドショック問題”で、米国や中国で木材需要が急増した結果、現在、国内木材流通量が減少し、価格が高騰している。県内工務店、建築関連業者は非常に多い。作業が止まれば地域経済にも甚大な影響を及ぼす。県内流通状況の調査や便乗値上げ・買い占めなどの監視を国と連携しながら行い、中小工務店・建築関連業者への必要な支援・対応を行うこと。

19. 2022年度から「改訂漁業法」が施行された。

国に対し、漁業者の意見を率直に聞き、家族経営と漁業者の共同で成り立っている沿岸漁業、沖合の中小漁業者が、資源の実態にあった持続可能な漁業が行えるよう漁業法の見直しを求めること。

県として、地域に定着した漁業者の意向を踏まえ、地域漁業者の優先権を保障するなどの条例を策定するとともに、経費に見合う水産物価格の実現のために、価格保障、所得補償をはかるよう国に求めるとともに、共済制度の拡充や、水産資源保全のための休漁補償など、漁業経営の安定対策に県としてとりくむこと。漁業への新規就業者支援を行うこと。

20. 瀬戸内海での藻場・干潟の再生のために

県は、瀬戸内海の海域における望ましい栄養塩類の濃度を定めるために昨年10月に改正した「環境の保全と創造に関する条例」にもとづいて、水質汚濁防止法に定められている生物化学的酸素要求量（BOD）の排出基準の県の上乗せ基準を一部緩和したが、必要以上の緩和とならないよう常に測定・調査を行うこと、問題となれば規制を強化すること。

瀬戸内海での藻場・干潟の再生や、栄養塩供給などの対策に環境保全と両立させながらとりくむこと。

21. 燃油高騰に対する支援を行うこと。

①軽油引取税の免税措置・農林漁業用輸入A重油にかかる免税措置・農林漁業用国産A重油にかかる還付措置の恒久化を国に求めること。

②「漁業経営セーフティネット構築事業」における燃油費の補填発動の基準を引き下げよう国に求めること。

③県として値上がりに対する補てんなど独自の支援を行うこと。

22. 農地を活用したソーラーシェアリング、農業用水路やため池等を活用した小規模水力発電やバイオマス発電への支援をはじめ、再生可能エネルギーの普及と農村の活性化のための住民主体の取り組みへの支援を充実すること。

23. 「行革」により農業改良普及センターや試験研究機関の統廃合・人員削減が行われてきたが、きめ細かな営農指導や試験研究が十分行えるよう、人員配置や施設整備など充実を図ること。

第8. 大型公共事業優先から、地域循環・生活密着型の公共事業へ

地球規模での気候変動による豪雨や大型台風などによる災害、予想される南海トラフによる大災害に備える沿岸、河川、土砂災害対策が急がれる。新型コロナ、今後の感染症にも対応する新しい公共事業のあり方が求められる。不要・不急の新規大型開発事業を中止・抑制し、防災・生活密着型事業、公共施設の老朽化による維持管理・更新などへ予算の使い道を切り替えていくことが必要である。

1. 河川整備・治水事業について

梅雨前線による豪雨は、長期間にわたり続き多数の河川があふれ、各地で多大な被害をもたらしている。自然環境破壊による地球温暖化が気候変動を起こしたことが大きな要因と言われている。県民の命と安全を守るための河川整備などの総合的な治水整備事業が急がれる。

- ①毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池や下水対策など予算を大幅に増やすこと。各戸雨水貯留施設設置を進めること。
- ②西日本豪雨災害を受け、県はダムの事前放流を計画的に行うこととした。ダムの事前放流、緊急放流については、専門的技術力が必要であり、県としての技術力と職員の確保・育成をすること。
- ③県下すべての水系における河川整備基本方針・河川整備計画を策定し、河川整備を速やかに行うこと。
- ④河川維持管理費が県「行革」で削られている。河川維持管理費を増額し、防災・減災対策を強化すること。
- ⑤河川整備については、下流からの改修だけにこだわらず、「アーマー・レビー工法」などによる堤防の補強や危険箇所を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。

2. 武庫川水系河川整備計画とダムについて

- ①計画策定から20年間はダムに頼らない総合的な治水計画がつけられたが、その後においても、武庫川流域のダム計画はきっぱりと中止すること。
- ②総合治水対策のなかで、将来の分担量目標が極めて低く設定されている。千刈ダムの治水活用へ向けての取り組みが始まったことは大きな前進だが、流域

対策の目標量を引き上げ、抜本的に強化すること。

③河床掘削や堤防補強など、武庫川の安全対策は十分にすすめること。その際、住民合意を重視すること。

④天然鮎の遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

3. 土砂災害防止対策の強化等について

静岡県熱海市で起きた土石流による災害を受け、県は土砂災害特別警戒区域（レッド区域）のうち土石流が発生したときに住宅が壊れるおそれのあるおよそ100カ所の緊急点検をおこない、国からも土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内や山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内、大規模盛土造成地などの点検がもとめられている。また県は独自に、5000㎡以上の1400の太陽光発電施設の点検などを行うとしている。

①点検結果を直ちに公表するとともに、対策が必要であると判断された区域、地区、施設については、すみやかに対応すること。住民の意向踏まえ、土砂災害特別警戒区域の点検対象を拡充すること。

②土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定と見直しを早急に行い、対策を強化すること。

③レッドゾーンに指定した区域について、整備・移転費用など県の独自支援を行うなど速やかに対策を講じること。

④土砂災害によって、居住困難となり、移転を希望する被災者については、移転費用についても、県独自の支援を行うこと。

⑤生活に支障をきたす民地の土砂撤去は公費で行うこと。

4. 急傾斜地崩壊対策事業を急ぐとともに、地元・受益者負担について、市町や住民負担の軽減を行うこと。

5. 南海トラフ巨大地震に備える「津波防災インフラ整備計画」の推進に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したものとすること。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。ひきつづき防潮門扉等の電動化、遠隔操作化、垂直避難のための民間マンションとの協議などすすめること。

6. 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」耐震化補助の予算を増額し、耐震診断を無料にすること、各補助単価を引き上げ、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。

7. 2050年に向け、「基幹道路八連携軸」として新たに財政難を加速させる高速道路整備が進められている。ポストコロナ社会を見据え、テレワークや分散通勤などが定着していけば、今後、高速道路の在り方も見直す必要があることから、道路政策を転換し、東播磨南北道路の延伸、名神湾岸連絡線、大阪湾岸線西伸部、播磨臨海地域道路計画や紀淡海峡連絡道路構想など不要不急の高速道路事業を中止すること。生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。

8. 耐震化補強を理由にした県庁舎等再整備については、計画を白紙に戻し、財政状況やコロナ禍でのあり方なども踏まえ、新たに検討をおこなうこと。

9. コロナ感染者が大都市部に集中している。「選択と集中」政策として、各県の中心都市に人口も経済機能も集中させてきたことが感染拡大の素地をつくったといえる。地域創生といいながら、策定された「2030年の展望」は、都市部への集中を強めるものになっている。都市計画マスタープランの見直しについては、他の部局とも連携し、住民の暮らしを支えるための産業、福祉政策、医療体制など地域の特性に合わせて立案・実行していくこと。

10. 「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」が改定され2028年度までの計画が示されたが不十分である。

①計画では、「舗装」「防潮堤」「岸壁等係留施設」「防潮堤等外郭施設」などで、「要対策」に対する「計画カ所数」が著しく低い。生活や防災に関わる部分でもあり、実施計画カ所数をふやし、必要なインフラ・メンテナンスの促進をはかること。

②老朽化対策にあたっては、橋梁など点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参入できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。特に点検、調査、事業化にあたっては、民間依存を改め、総合土木職、建築職など技術職、専門知識をもった技術職員の養成も行い、十分な人的体制を確保すること。

11. 公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者にいたるまで、営業と生活が保障される内容に改革すること。

12. 県として、国土交通省の通達等に基づき、すべての作業従事者の健康に

留意し、建設現場等の様態等を考慮した感染拡大防止対策の支援に積極的に取り組むこと。

また、受注者から申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこと。

13. 県の公共事業において、専門的な土木技術を持った作業員の確保など、建設工事の安全対策に万全を期すこと。

14. 住宅リフォーム助成制度の創設、耐震化補助制度の拡充、バリアフリー化の推進など、中小建設業者の仕事を増やすこと。

15. 鉄道ホームの視覚障害者等の転落事故防止のためホームドアについては、乗降客1万人以上という基準にかかわらず設置をすすめるよう、国や事業者に求めるとともに、県としても対策強化すること。

16. 遮断機も警報器もない「第4種踏切道」の安全対策を急ぐこと。

17. 空港事業について

①神戸空港・関西空港・伊丹空港を運営する関西エアポート、オリックス、バンシ・エアポートの3社連合による3空港一体運営が行われている。神戸空港の国際化、伊丹空港、神戸空港の運用制限と発着枠を増便など需要に見合わず、住環境も脅かす「規制緩和」は行わないこと。

②神戸空港及び関西国際空港2期に対する県の補助金や出資をやめること。関西国際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を中止すること。

③但馬空港については、毎年5億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各市町も多額の負担を強いられている。また、コロナ禍の下では、需要が8割減となった。今後の需要拡大の見通しもない中、地方間を結ぶ多様な路線展開等を理由にした、滑走路の増設等を行わないこと。

閉鎖することも視野に入れた見直しを行うこと。

18. 港湾について

①姫路港広畑港区での需要見込みのない大水深岸壁整備はやめること。悪臭・粉塵が舞い散るバラ貨物の拠点化を行わないこと。

②県内すべての重要港湾に「非核神戸方式」を採用し、核艦船の入港を拒否すること。

19. 高齢者の免許返納が進められる中、公共交通機関の役割はますます高まっている。路線バスやコミュニティーバスへの県単独補助を拡充し、県民の生活権を守ること。

20. 神戸電鉄栗生線については、住民の足・公共交通を守るため、路線存続のための支援を継続し、運転本数などを利用者のサービス向上になるよう働きかけること。

21. 県営住宅について

2021年7月、「ひょうご県営住宅整備・管理計画」が改定され、49,950戸（2020年4月1日）の管理戸数から、2025年度に48,000戸、2030年に45,000戸に縮減する計画となっている。

①新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、安全で低廉な家賃の県営住宅の役割はますます高まっている。管理戸数削減・住宅集約化計画をやめ、新規の県営住宅建設など戸数拡充をすすめること。

②改定された「ひょうご県営住宅整備・管理計画」では、「LGBT等性的少数者の入居を認める…」とし、すでに、県内のパートナーシップ制が導入されている自治体の県営住宅では、同性カップルの入居が認められているが、すべての県営住宅で、同性カップルの入居を認めること。

③減免制度の算定が課税所得から世帯の年間収入に基づく計算に変更がされ、家賃が大幅に引き上げられた入居者が多数発生している。「住まいは人権」の立場で、実情に即した柔軟な減免制度をあらためて確立するとともに、家賃そのものの抜本的減額をおこなうこと。

④一般会計の繰り入れにより、外壁補修などの計画補修、空家補修等の予算を大幅に増やし、部分補修や改築、エレベーターの設置など計画を立て、積極的におこなうこと。

⑤民間指定管理者による管理運営は、入居者の福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。県が管理運営に責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。入居者が低所得者であることに配慮した駐車料金にすること。

⑥介護や在宅療養が必要な入居者について、居住面積などを配慮すること。

⑦入居承継は、原則、配偶者や高齢・障害者に限定しているが、残された同居者が、退去が難しいとされるケースに対して、第三者機関である判定委員会などの意見を参考に、入居承認制度を柔軟に運用するとされている。

入居承継については、実情に応じ、入居承認制度を広く柔軟に運用するとと

もに、原則、希望者が承継できるように、さらなる見直しをはかること。

⑧UR借上住宅住み替え問題については、世帯主が若くても、継続入居の可能性があることをまず説明し、判定委員会で柔軟に対応すること。継続入居となった世帯の継承は、一般の県営住宅の承継と扱いを同じにし、希望者全ての申し立てを判定委員会にかけ、柔軟に対応すること。

2 2. 青年や新婚世帯、子育て世代、高齢者、障害者、低所得者向けに「民間賃貸住宅家賃補助制度」をつくること。

2 3. 企業庁の事業について

①地域整備事業については、事業ごとに過年度も含めて収支、資産負債状況、事業内容がわかるようにすること。また、先行取得用地をはじめ、用地全てについて時価、含み損も含めて県民に明らかにすること。「地域介護福祉拠点整備事業」は、民間事業者の運営・ノウハウ・人材等を活用するもので、公共性の高い高齢者福祉施策をすすめるうえで、県の福祉部局などの専門職がかかわることが重要であり、企業庁の新たな事業として拡大しないこと。

②大企業向けの安すぎる工業用水料金を改定し、大幅に値上げするとともに、将来見込まれる水道料金収入減、工業用水不足対策として、企業庁（工業用水道事業者）が供給する工業用水については、飲料用水としての使用を禁止すること。

③コロナ禍のもと、県水の基本料金の減免を柔軟におこなうこと。

④高い県水を市町に押し付けないこと。水道事業の市町連携にあたっては、災害の多発に備えるため、市町の自己水源を確保するための技術支援、財政支援を行い、安易な広域化は進めないこと。

⑤（株）夢舞台事業を抜本的に見直し、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響で、経営悪化が著しいグランドニッコー淡路事業からは、撤退すること。天下り役員ポストをなくすこと。

2 4. 国の直轄事業負担金の全廃を国に強く求めること。

第9. 芸術・文化活動を支え、スポーツ振興を基本にする る県政に転換を

新型コロナウイルスの感染拡大、政府や自治体の自粛要請により、日本の文

化芸術が存続の危機に直面し、スポーツ活動も困難を極めており、存続と活動継続のための手厚い支援が求められている。

また、文化・スポーツの振興のため、県民が日常的に文化・芸術・スポーツを楽しめる労働環境づくりや低廉で利用できるよう国や県の支援を充実させることとともに、自由な文化活動を保障すること。

1. 新型コロナウイルスの影響で活動が困難な文化・芸術活動に対し「芸術文化活動機会促進動画配信事業」やイベント開催時の施設使用料 50%補助する「芸術文化公園再開緊急支援事業」等を行っているが、今後、新型コロナ感染症対策をしながらの活動が必要不可欠であり、これらの支援事業の継続を行うとともに、衛生環境の確保、情報提供、文化芸術団体への活動支援など一層の拡充を行うこと。

2. 新型コロナウイルスの影響で、スポーツ活動の自粛や外出自粛による活動量の減少により、体力の低下、体調不良やストレスの増加など健康面にも大きな影響が出ている。三密を避けるなど感染症対策をすすめ、スポーツ活動が安心して行えるよう県民のスポーツ活動への支援を進めること。

また、スポーツ関係団体や個人事業主が実施するスポーツ活動を支援する「スポーツ活動継続サポート事業」（公益財団法人日本スポーツ協会）等があるが、新型コロナウイルス禍の中、継続的な支援が行えるよう国に求めるとともに、県としても実施すること。

3. 表現の自由の保障、行政の不介入を原則とする「文化・芸術振興基本条例」を制定し、自由な文化・芸術の活動を保障し、支援すること。また、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。

4. 新設された県立芸術文化観光専門職大学は、全国初の演劇を専門に学べる効率の 4 年制大学であり、設置された但馬地域のみならず全県下に、その専門性を生かした芸術文化への支援を行うこと。

また、伊丹市が機能を変更しようとしている伊丹市立演劇ホール「アイホール」については、全国的にも優れた舞台芸術の拠点として貴重で重要な役割を担っており、演劇ホールとして存続をするよう伊丹市に強く求めること。

5. 芸術団体が専門性を発揮し、持続的に発展していけるよう基盤整備を含めた助成制度の発展をはかること。幅広い団体が気軽に活用できる助成制度の確立や助成への応募が年に複数回できるようにするなど制度の改善をはかること。

6. 学校での「県民芸術劇場」について、これまで公演団体などへの補助は、1回公演のみとなっていたが、2021年度は、コロナ対応もあり、上限額まで複数公演で補助できることになっている。コロナ後も、公演ごとの補助にすること、補助額を引き上げること。現役世代や子どもたちの文化活動、NPOやサークル、鑑賞団体などの活動が発展するように、ホールや展示場所、けいこ場の利用料の低減など条件整備をすすめること。

7. 義務教育の期間だけでなく、就学前の子どもや高校生に対する芸術鑑賞などの支援を強めること。様々な芸術鑑賞教室を視野に入れた事業の拡充をはかり、学校と芸術団体の自主的な努力を応援すること。

8. 障害者の芸術鑑賞・創造・作品発表などの機会を増やし、支援すること。

9. 県や神戸市等が景観形成重要建造物等に指定している建物を、耐震化などを理由に取り壊し、建替えが相次いでいる。歴史的にも貴重な建築物であり、街の景観や歴史・文化のまちづくりのためにも保存が求められる。県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。

また、耐震化工事中の「宝塚大橋」は、全国初のガーデンプリッジとして兵庫県が建設したもので、彫刻や手塚治虫作品のタイルなど宝塚の景観を形成してきた。今後の歩道工事については、阪神モダニズムの歴史と文化が息づく景観、街づくりに沿った整備となるよう県土整備部とも連携を図ること。

10. 県庁舎再整備計画は、いったん中止し再検討が求められている。県民会館の建替え計画についても、同様に中止し再検討すること。

11. 「スポーツは国民の権利」という基本理念を位置付けたスポーツ基本法は、「国」と「地方公共団体」にその推進の責務を規定している。現在、「兵庫県スポーツ推進計画」の実施目標を引き上げ、「身近なスポーツ施設の整備計画」と「指導員等の施設への配置計画」をすすめること。

12. 公共スポーツ施設の深刻な減少に歯止めをかけ、老朽施設の補修・改築、耐震化を進めるために、施設整備費を抜本的にふやし、計画的な整備をはかること。

13. 「誰もが気軽に使えるスポーツ施設」をめざし、利用料金の適正化、指導

員やスタッフの増員と研修によるサービスの向上をはかり、利用者・クラブ・団体に供する施設機能の充実を進めること。

14. 地域における自主的スポーツの活動の拠点である学校開放施設の用具・器具の充実、ロッカー・シャワーの設置、夜間照明の整備、スポーツ指導員の配置などをすすめ、その機能の確立をはかること。自主的なスポーツクラブを支援し、施設の利用団体の民主的な運営を援助すること。

15. 障害者が利用できる多機能型スポーツ施設の増設とバリアフリー化、障害に配慮した設備・用器具の充実、指導者・ガイド・介添え者の配置などを促進すること。

16. 自然と共生するアウトドアスポーツの発展のために、環境アセスメントを遵守し、環境破壊や汚染から自然を守ること。無秩序で大規模な風力発電設備やソーラーパネル設置による太陽光発電が山岳自然を破壊することのないような規制強化をおこなうこと。

17. トライアスロン、スイムマラソン、サーフィン、ヨットなどの行われている海域や加や河川の水質汚染を厳しく規制し、愛好者が安心して楽しめる環境の整備をすすめること。海域の水質汚染や地域の大気汚染などで県立海洋体育館をはじめ県内の海洋マリンスポーツ施設などへの影響を及ぼす神戸製鋼石炭火力発電所増設は中止すること。

第10. 警察行政について

コロナ禍のもとで、県民の安心・安全を保障するべき県警察の役割が強まっている。

1. 警察署、交番の配置等について

①2021年3月に行われた佐用警察署、養父警察署、豊岡北警察署の近隣署への統合・センター化は、治安維持に対する地元住民への大きな不安をひろげ、根強い反対の声がある。地元住民の要望をふまえ、再編統合をやめ、警察署に戻すことも含めた検討をおこなうこと。尼崎中央警察署と西警察署が統合され南警察署になったことに伴い旧西警察署が移行した西分庁舎は、引き続き存続・維持させること。

②警察署等再編整備計画では、都市部を中心に「業務負担の低い交番・駐在所の再編整備」が検討されているが、地元の要望をつかみ、一方的に再編整備をおこなわないこと。市民生活の安全を守る地域警察官の比率を高め、要望の強い地域での交番や駐在所の設置をすすめること。

2. 兵庫県警の民主的な運営と政治的中立性を確保することを目的として設けられている公安委員会を、委員の住民推薦・公選制などを導入し県警から独立させ、独自の事務局をもうけ、警察行政にかかわる諸問題、予算配分などについて必要な調査・検討をおこなえるようにすること。

3. コロナ禍において外出自粛などが要請されているなかで、集団での飲食を伴う会合や路上での飲み会など警察職員自らが、県民の信頼を大きく失墜させる行動が行われている。県警職員の綱紀粛正を強くうながすこと。

4. 兵庫県警察学校や兵庫県警からの東京オリンピック警備のための派遣者などの感染が確認されている。感染対策の徹底をおこなうこと。

5. 「持続可能な交通安全施設等の整備の在り方に関する懇話会」などで、交通安全施設の整備の在り方が検討され、2019年に撤去の検討対象となった信号機166機のうち、すでに49機が撤去されている。残り113機（2021年8月5日現在）が引き続き撤去対象として検討されている。

①交通安全における信号機の役割は引き続き求められており、撤去対象となっている信号機については、地元住民の意向もよく聞き、慎重に検討し、撤去ありきでなく、維持・改修も含めた対応をおこなうこと。

②2021年度の信号機の新設予定は10機となっているが、少なすぎる。住民要望を踏まえ、必要カ所に適切な信号機設置をおこなうこと。

③視覚障害者の横断歩行などを支援する高度化PICSは、モデル事業として神戸市、尼崎市、姫路市で計20機（2021年8月）の設置が予定されているが、要望のある地域などに、ひろく設置すること。

6. 新型コロナウイルス感染拡大で休止していた運転免許更新センターが再開されているが、利用者が殺到しており、密の状態になっており、感染防止対策を徹底すること。運転免許更新などの手続きについては、感染の不安があるもとで、丁寧に相談に乗り、対応すること。

7. 千葉県八街市での児童5人の死傷事故など、通学路などでの重大な自動車

交通事故が相次いでいる。改めて、通学路、園児等の移動経路などでの総点検をおこなうとともに、生活道路の安全確保のため、自動車優先から歩行者優先の道路交通政策に切り替えるために以下の施策をすすめる。

- ①危険箇所の安全対策を緊急に講ずること。
- ②通学路や園児等の移動経路で、著しく危険な個所については、安全対策とともに、通学、通園時などの交通規制を行うなど、安全確保策を行うこと。
- ③危険箇所について、信号機・道路標識・ガードレールなど安全施設の設置、危険箇所を回避する通行路の見直し、子どもの見守り活動や交通安全指導など効果的な改善を進めること。
- ④学校や保育園、公園の半径 500m以内の道路は、「ゾーン 30」区域の指定をすすめること。「生活道路対策エリア」区域の拡充をおこなうこと。
- ⑤信号機設置箇所の増設、音響式信号機、エスコートゾーン、消えかかっている横断歩道の白線や道路標示など、交通安全対策のための予算を抜本的に拡充すること。

8. 高齢者が自ら運転しなくても生活できる支援として、免許証「自主返納」者へのバス、電車など公共交通機関やタクシーの運賃割引が受けられるようにすることを各行政機関に働きかけること。

9. 認知症での行方不明者の捜索や未然に防ぐ対策を強化すること。

10. ヤミ金・振り込め詐欺・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストーカー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。とくに新型コロナウイルス感染症対策に便乗した悪徳商法や詐欺が横行しているもとの、対策を強化すること。

特殊詐欺の被害防止の意識付けのために高齢者を中心に配布されている特殊詐欺簡易型警告・自動通話録音機「録音チュー」は、被害への不安解消のため、さらに規模をひろげて配布すること。

11. 山口組をはじめとする暴力団の取り締まりを強化すること。また、暴力団排除条例の運用については、県民に対し、相互監視、プライバシーの権利の侵害につながらないようにすること。

12. 安倍政権が強行したテロ等組織犯罪処罰法(共謀罪法)は、国民の人権を侵す法律であり廃止するように国にもとめること。憲法を蹂躪するような恣意的運用はおこなわないこと。

13. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、すべての捜査の全体を可視化すること。また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。

14. 大麻所持により県警巡査が逮捕されたことは、大変遺憾である。大麻問題や覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物対策を強化すること。

15. 風営法にもとづく飲食店への過度な取り締まり、新型コロナウイルス感染防止対策に対する過度なチェック・指導は、行わないこと。法律の運用は、国会付帯決議(1984年)に基づき、表現の自由、営業の自由など憲法で保障された基本的人権を侵害しないよう慎重におこなうこと。

16. 憲法で保障された「言論の自由」を侵害するような、選挙活動への介入やビラ配布・署名活動に対する干渉・妨害行為は、やめること。